

第19回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「審議会等」

条例案
①市は、審議会等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募により行わなければならない。
②市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
③市は、審議会等の会議、会議録及び資料を原則として公開するものとする。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
普通、市民は「審議会」と言われてもどのような位置付けのものかわからない。定義規定を作らないとしても、少なくとも、「附属機関を組織する」とか「執行機関に設置する」というかたちで、はっきりさせた方がよい。	第1項と第2項の書き出しが「審議会等の委員を選任するときは」で同じなので、まとめてよいと思う。分けるのであれば、「前項の規定により選任する時は」などにすべきだと思う。	この審議会等のところで言うことかどうかわからないが、以前「市民討議会」についての話をした。市民が自由闊達に議論できる場があってもよいのではないかと思う。市民討議会は条例で担保するのが望ましいという話もあるので、この基本条例の中に根拠となるものを少しでも入れられればと思う。	委員の構成について中立性の保持ということを入れられないか。最近、報道されているが年齢や性別などはバランスよく見えても、考えが一方に偏っていることがある。	どのような考え方を持っているか事前審査ができれば可能だろうが実際は難しいと思う。市民公募制というのは流行ったが、公募の何が問題かという、特定の強い意見を持った方ばかりが手を挙げてきて本当の市民の意見が出てこない。そこで、今では無作為抽出型に転換してきている。
第3項で「会議、会議録、資料を原則公開」とあるが、会議については「公開」だと思うが、会議録と資料について「公開」とすると、情報公開請求による公開というイメージを受けるので、「公表」でもよいような気がする。	「公募等」にして説明のところで無作為抽出について記述すればよいのではないか。	討議会は、市民たち自身が自分たちで議論し考えていく場であり、そこでの議論の結果は必ずしも施策にストレートに反映するわけではない。市民参加のところで市民の責務のところで、市民がまちのことを考える時に、市としてはバックアップする、機会を設けるよう努めるものとするというようにして、説明文で、機会とは例えば市民討議会があるという書き方もあるのではないか。		



① 審議会についての説明として条文で、「附属機関を組織する」とか「執行機関に設置する」というかたちで、はっきりと表現する。
② 第2項は、書き出しを「前項の規定により選任する時は」などに修正。
③ 第3項は、会議については「公開」で、会議録と資料については、「公表」に。
④ 「公募」を「公募等」にして、説明文のところで、「等とは無作為抽出を含む」ということを書き込む。

第19回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「情報公開及び情報提供」

条例案
①市及び市議会は、日田市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき、市民参加による公正で開かれた市政の推進を図るため、市及び市議会が保有する情報を公開しなければならない。
②市は、市が保有するまちづくりに関する情報について、積極的、かつ、分かりやすく市民に提供しよう努めなければならない。
③市は、市が保有する情報について、速やかに情報公開及び情報提供ができるよう統一された基準により管理しなければならない。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
第1項で、個別条例である情報公開条例に根拠を持たせる書き方をしている。自治基本条例に最高規範性があるということ謳うのであれば本末転倒ではないか。「必要な事項は別に定める」などの方がよいのでは。感覚的には、個別条例は自治基本条例に基づいて定められているとするならば、第1項の表現はおかしいと思う。	情報公開条例を見ると、公開請求を受けてから15日以内で公開非公開の決定をするようになっている。「速やか」ではなく期日が決まっているので、速やかという言葉は余り使わない方がよいと考えている。他自治体では、積極的にとか適切に、適時にという言葉を使っています。適切にというくらいが妥当ではないだろうか。	それと、「情報の共有」が入った方がよいと思う。市民と市が同じ情報を持って話をするということが大事だと考えているので。	第3項に「速やかに」とあるが、「速やかに情報公開及び情報提供を行う」のか、「速やかに管理しなければならない」のかどちらなのか。	速やかに情報公開及び情報提供することと考えている。
		先ほどからの話で出ていた「情報共有」という大きいテーマを「情報公開、情報提供」から切り離して別の条で表現してはどうかと思う。情報共有というのは、自治基本条例の目的案に、「市民参画と情報共有」と書かれるくらい大きいことなので、個別の項目で収まるのは弱いと思う。	第3項にある「統一された基準」というのは、どのようなことをイメージしているのか。	事務的な基準のことで、文書管理取扱規程に従って正しく整理保存をしていくということ。以前からある規程だが、完璧に運用できているわけではない。最終的には情報公開の形で市民の手元に届くので、その重要性を謳ったというところ。
第2項については、差し替え前の条文の方が分かりやすい表現のような気がする。			やや的外れな質問かもしれないが、情報提供と職員の守秘義務との関係はどのようになっているのか。	守秘義務の範囲というのは難しいと思う。業務上知りえた秘密というと、かなり幅広くなる。ただ、本当に秘密にしなければならない情報がどの程度あるのか。情報共有についての先進自治体に地方公務員法上の守秘義務と情報共有の切り分けの整理についてどのようにしているかを確認してみてもどうか。



① 第1項は、根本が自治基本条例であり、それに基づいて別に定める条例によりという流れで。この項目の順番としては、第1項と第2項を入れ替えて、まず第2項で積極的に情報提供をする。そして、それから情報公開がくる方がよい。第3項については、文書管理関係の内容だが、「管理」という表現で一まとめではなく、個別の言葉で表した方がわかり易い。
② 情報共有というのは一つの理念であって、基本理念のところとか市民参画と情報共有という形で、理念的な部分に情報共有を入れる。
③
④

第19回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「広報広聴」

条例案
①市は、より多くの市民に対し、市政に関する情報を伝えるため、多様な手法により広報を行うよう努めなければならない。
②市は、市政に多くの市民からの様々な意見を適切に反映させるため、広聴制度の充実を図るものとする。

条例案に対する意見	項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
内容を見ると、市民参画と重なるような気がする。市民参画のところなどに入れ込めばよいと思うので、＜広報広聴＞という項目は不要だと思う。	この内容については、パブリックコメントに入れてしまってもよいようなことなので、項目自体を削ってよいと思う。	この項目については、2項から成っているが、1項については市民に情報を伝えるための手段を書いているので、＜情報提供＞の中で手段の視点を入れてみる。第2項については、参画の中に入れるということで他の項目に分散させるという方向にしたいと思う。	



① 広報広聴については、まず項目そのものを落とす。
② 中身については情報公開のところと参画のところに振り分ける。そして、参画のところに入れる際には、阿賀野市の2項3項を参考にして盛り込む。